

第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画振り返り(全体)

推進目標 I 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った慣行・社会制度への意識改革

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
1	男女共同参画社会の形成を阻害するおそれがある要因となる慣行、市の制度の啓発と見直し	①アマランスフェスタや男女共同参画推進センターの主催講座等により男女共同参画に関する啓発を行った。	①男女共同参画推進センター主催講座の参加者数が、平成28年度から1,008人増加した(H28:3,411人⇒R1:4,419人)。参加することで男女共同参画に関する認識に繋がるため、参加者数が増え、男女共同参画に関する意識の醸成が図られた。 アマランスフェスタの基調講演初参加者数の割合が、平成28年度から2.3%増加した(H28:54.7%⇒R1:57.0%)。新たな参加者が増えることで、男女共同参画に関する興味を持ってもらう方の増加に繋がった。	①・②・③平成28年度から令和元年度までの全ての年度において、「社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合」は、目標値を達成できていない。また、平成28年度から3.2%実績が下がっている(H28:30.7%⇒R1:27.5%)。 その理由としては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の施行に伴い、ワーク・ライフ・バランスの見直しや女性の意思に基づいた働き方ができるような取組みが進んだことや、自治体や企業のトップがイクボス宣言を行うなど、男女共同参画に関する報道が多く取り上げられるようになったことで、男女共同参画についての理解が深まり、市民の問題意識が高くなっているためと考えられる。
2	男女共同参画に関する調査研究の実施	②男女共同参画に関する市民意識調査と市職員を対象とした職員意識調査を実施した。 ③男女共同参画啓発紙「男女共同参画推進特集号」を発行した。		

施策の方向(2) 男女共同参画への継続的な意識啓発と情報発信

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
3	男女共同参画推進センターが主催する講座、派遣講座、市民企画講座の実施	①男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画への理解を深める講座を開催した。	①男女共同参画推進センター主催講座の参加者数が、平成28年度から1,008人増加した(H28:3,411人⇒R1:4,419人)。参加することで男女共同参画に関する認識に繋がるため、参加者数が増え、男女共同参画に関する意識の醸成が図られた。	①広報紙やチラシ等、講座の趣旨を伝える周知方法の工夫が十分でなく、主催者側の伝えたい主旨が参加者にうまく伝わらず、男女共同参画推進センター主催講座の参加者の満足度が低いものがある。
4	男女共同参画の視点にたち国際理解を深めるための講座の開催			
5	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	②長崎市パートナーシップ推進週間にあわせ、アマランスフェスタを開催した。	②アマランスフェスタの基調講演初参加者数の割合が、平成28年度から2.3%増加した。新たな参加者が増えることで、男女共同参画に関する興味を持ってもらう方の増加に繋がった。	②市民が興味を持つテーマの選定や周知の工夫が十分でなく、アマランスフェスタの基調講演初参加者の割合が目標値を達成していない。
6	男女共同参画に関する情報発信	③男女共同参画に関する啓発紙「男女共同参画推進特集号」を発行した。		

主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

施策の方向(3) 教育の場における男女平等意識の推進

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	①人権教育研修会については、3年に1回は必ず受講する研修として、男女平等教育を踏まえた今日的教育課題を取り上げた実践事例の報告など、教職員の人権意識を高める取組を行ってきた。	①男女平等に関する様々な人権問題について学ぶことで、児童生徒に対する教職員としての資質能力を高めるよい機会となった。また、男女平等教育をより多くの教育の場面で生かせる具体的な実践事例により、人権教育の質の向上にも繋がった。	①長崎市人権教育研究会が主催する研究大会だけでなく、教職員が積極的に男女平等教育について学べるように、研修の場や機会を増やしていくこと。より深く人権問題について学ぶことができる。と考える。
8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	②性別にとらわれない正しい職業観を醸成するために、各学校にキャリア教育に係る講師派遣のための予算を付けて、職業講話等を積極的に活用するように進めてきた。	②性別にとらわれず、様々な職業、立場にある方の豊かな経験と知識を学ぶよい機会となった。中学校においては、自分の将来の夢との繋がりを考えながら、男女平等・共生の重要性について学ぶ場となった。	②様々な職業において、講師を男性女性問わず呼ぶこと。
9	保育所、幼稚園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	③学校等での男女共同参画に関する啓発を行うために講師を派遣した。 ④個別の問題点や課題に対して相談に乗り、研修が必要な学校には積極的に研修を勧めた。	③・④保育所、幼稚園、学校、PTAへの派遣講座の依頼数(参加人数)が、平成28年度から15件(1,257人)増加しており、男女共同参画の学習の場を提供することができた(H28:19件(1,861人)⇒R1:34件(3,118人))。	③・④デートDV防止授業については、校長会などで呼びかけを行っているものの、学校の授業時間に余裕がなく、様々な講座依頼があるなか、各学校内で優先順位を判断し実施を決定することとなるため、各学校の状況により実施できないところがある。
10	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	⑤4年間を通して、ファミリープログラムの充実を目指し、子育ての悩みや課題も子どもの成長とともに変化ことに応じたテーマやプログラムを実践してきた。	⑤ファミリープログラムの受講者は増加・充実傾向にある。	⑤ファミリープログラムを実践できるファシリテータの養成やテーマごと展開案の充実を図っていくこと。

施策の方向(4) 男女共同参画をめざした市民の学びの場の充実

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
11	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	①事業所や各種団体などに対し、男女共同参画に関する派遣講座を実施した。	①派遣講座の実施回数が、平成28年度から4回増加した(H28:4回⇒R1:8回)。派遣先で、男女共同参画に関する学習の場が提供できた。	①派遣講座実施回数は増加しているものの、新たな派遣先の拡大のため、さらに働きかけを行う余地がある。
12	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	②男女共同参画推進センター主催講座のすべてに一時保育の案内を行った。	②希望者がいればすべて講座中の一時保育を実施し、子育て世代の方が安心して受講できる場を提供できた。	
13	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	③4年間を通して、公民館の子育て支援等の講座について、一時保育を案内し、保育申込があった講座で100%実施した。	③講座を受けたい方に対して、一時保育があることで、安心して受講させることができた。また、公民館の利便性も高まった。	③一時保育付きの講座自体が少ない現状があるため、講座数、実施公民館数ともに増やしていく必要がある。

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

施策の方向(5) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
14	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るための講座の開催	①ガン予防や女性ホルモンの変化と健康など、生殖に関する健康と権利を守るための講座を開催した。	①4年間で6回講座を実施し、176人が受講した。健康を自身で守り、働いたり日常生活を送ったりすることの大切さを啓発できた。	①女性を対象としたテーマが多いため、男性の受講が少ない。パートナーと共に受講し、互いの生殖に関する健康の知識を学ぶ環境づくりが不足していた。
15	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	②家庭教育講座については、4年間を通して、テーマやプログラム展開案は準備しているが、性に関する理解を深めるための講座の開催はできていない。	②性に関する家庭教育講座が開催されなかった。	②家庭教育講座では、集団での協議などで性に関する分野敬遠されがちである。自らテーマを決めてプログラムを展開するファミリープログラムの手法では、テーマに取り上げにくい課題であることも要因である。
16	学校教育における性教育の充実のための学校の現状に応じた指導	③4年間を通して、児童生徒を対象に、39.1%の学校において、講師を招聘し、性教育の実施を行った。 ・教職員を対象に、各学校保健主事に対して、4年間で2回、のべ323名に講師を招聘し、性教育の研修を行った。学校保健の重要性が大きくなっている。性の問題だけでなく、「LGBT教育」「がん教育」「薬物乱用教育」と多岐にわたり「〇〇教育」の学校へのニーズが高まっている。	③4年間を通して、児童生徒を対象に、39.1%の学校において、講師を招聘し、性教育の実施ができた。 教職員を対象に、各学校保健主事に対して、4年間で2回、のべ323名に性教育の研修を行った。	③性教育に関しては、平成30年度東京都の中学校での性教育の問題が報道されてから、性教育の充実が、進まない中、学校では、発達段階に応じた指導を実施している。また、講師を招聘する等工夫し、実施している。学校保健の内容が多くなる中、性教育に限定した指導時間の確保が困難となってきている。
17	エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・啓発のための学校への講師派遣	④学校からの依頼を受け、性感染症等への理解を深める講座を実施した。	④正しい知識の普及啓発により、性感染症等の感染症拡大防止につながった。	④新たな学校からの依頼数が伸び悩んでおり、周知啓発の機会が十分に確保されているとは言えない状況であるが、限られた時間数の中で新たな講座を設定することが難しい状況である。

施策の方向(6) 妊娠、出産期における健康管理への支援

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
19	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	①医療機関に委託して、公費負担による妊婦一般健康診査を14回実施した。母子の健康状態を確認することで、異常を早期に発見して、適切な治療につなぎ、妊婦の分娩中の異常を予防した。 ②母子健康手帳交付時に、健康診査の重要性を詳しく説明し、受診の啓発を行った。 ③平成29年度から各総合事務所に保健師を配置し、市民の身近な場所で両親学級を実施した。	①・②母子健康手帳を交付した者のうち、毎年95%前後の方が適切な時期(11週まで)の交付で、適切な妊婦健康診査の受診につなぐことができ、妊婦の健康管理の充実が図られた。 ③身近な場所で両親学級を行うことで、妊婦の不安の軽減や正しい知識の普及につながった。 また、父親が参加することにより、妊娠期からの父親の育児参加の必要性の理解につながった。	①・②母子健康手帳交付の際、保健師・助産師が面接・相談を行っているが、妊婦と電話が繋がらない等により、保健指導ができない状況がある。 ③両親学級は週末に開催しているが、参加者は一部である。母子健康手帳交付時にパパノートも配布しているが、妊娠期からの父親の育児参加についてさらに普及啓発が必要である。

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の方向(7) 男女共同参画の視点に立った表現の促進と理解への支援

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
20	市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除し、男女共同参画への意識を高めるため、広報責任者研修の開催	①全庁向けの研修会において、性別による役割分担意識を植え付けない掲載の仕方を紹介し、募集要件に性別の区別がない場合の申し込み項目に性別を問わないなど、市が広報する「チラシ」や「news release」などを作成する際に注意するよう依頼した、	①研修会には全所属が参加しており、市が広報する際における男女共同参画の視点の周知・定着が図られた。	①特段の問題点は認められないと思われる。
21	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	②男女共同参画推進センター内の掲示、広報紙、ウェブサイト(公式ホームページやフェイスブック)などで、メディアリテラシーに関する啓発を行った。	②掲示について、見やすい大きさや色などを工夫し、読んでいただきやすいようにしたり、ウェブサイトやフェイスブックで積極的に発信することで、男女共同参画の視点に立った表現の促進と理解への支援が図られた。	②一方的な発信にとどまっており、問いかげに対して、正しく情報を受け取っているかどうか、受け手側にゆだねられている。

施策の方向(8) メディアにおける有害環境浄化への取組

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
22	社会環境実態調査の実施(コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等)	①長崎市内全域のコンビニエンスストア、カラオケボックス、ゲームセンター、書店等で調査を実施した。 ②各店舗において、県少年保護育成条例の遵守、青少年健全育成への協力を依頼した。 ③各店舗において、児童生徒の情報交換を行った。	①長崎市内全域で実施したので、広く調査及び依頼ができた。 ②店舗からの情報を、各学校に周知することで、課題に対し迅速な対応をとることができた。 ③課題があった店舗には、県を通じ指導を行った。その結果、状況が改善された。	①・②調査に非協力的な店舗があり(コンビニエンスストア等)、社会環境実態調査の範疇では対応できないことがある。 ③児童生徒というよりも、保護者の課題である事案が多い。

【継続して取り組む内容】

推進目標 I 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

施策の方向(5) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

継続して取り組む内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
臨床心理士による、心の健康相談	①臨床心理士による心の健康相談を毎月2回(木曜日)に開催した。	①平成28年度からの4年間で、125件の相談を受けており、悩みごとを抱える市民の支援につながった(H28:36件、H29:22件、H30:31件、R1:36件)。	①DV相談など、相談内容により、相談者及び相談員の安全確保が必要な相談があるため、緊急時の安全確保について、さらに環境を改善する余地がある。

施策の方向(6) 妊娠、出産期における健康管理への支援

継続して取り組む内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
不妊治療への助成	①制度に関するチラシを市のホームページに掲載するとともに、指定医療機関へ配布を依頼した。 また長崎県が作成した「ライフプラン」に関するリーフレットを市の窓口を設置し、広く周知を行った。	①申請件数は増加傾向にあり、一定制度の周知が図られた。	①治療開始年齢が高くなるほど、妊娠につながる率が低くなるため、少しでも早い時期に治療に取り組めるように、不妊に関する知識の啓発が必要。

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の方向(7) 男女共同参画の視点に立った表現の促進と理解への支援

継続して取り組む内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
行政刊行物について、固定的な役割分担意識にとらわれているような表現の指導・改善	①男女共同参画の観点から問題のある長崎市の刊行物、電子媒体の表現について、市ホームページや庁内イントラネットの掲示板掲載の募集チラシ等を確認のうえ、発行者に改善を促した。	①平成28年度からの4年間で、2件の発行者への改善を促し、改善が図られた(H29:1件、H30:1件)。	①不適切な内容を探し、改善を促すのみでは、効率的な改善が見込みづらいため、適切な表現方法の啓発についても、併せて実施する必要がある。

施策の方向(8) メディアにおける有害環境浄化への取組

継続して取り組む内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
白ポストによる有害図書類の回収	①市内13カ所に設置している白ポストの回収を各々年間4回行った。 ②定期回収だけでなく、状況によっては臨時に回収を行った。 ③ポストに4か国語の表記を行い、外国人に対してもアピールした。	①行政だけでなく、補導委員、育成協、PTAなどが管理しているポストもあり、地域総がかりの取組となっている。 ②一定数の回収があり、有害図書が青少年の目に届かない状況が作られている。 ③市民に周知されている。	①・②・③有害図書ではないものの投函も多い。 衛生面での問題や、廃棄の際に手間がかかるため、地域が管理するポストが減少している。
有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	④4年間を通して、「長崎っ子の約束」を入学式で配付したり、メディア啓発のPTA研修会など継続して実施し、充実させてきた。	④メディアの使い方等各家庭でルールを作るなど意識が年々高まっている。	④メディアに関するルール作りについて保護者と子どもとでは認識の差が次第に縮まってきている。ルール作りの周知・啓発をさらに徹底していく必要がある。

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

施策の方向(9) 審議会等への女性の参画促進

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
23	市の審議会等への女性委員の積極的登用の働きかけ	①関係所属に対して片方の性の委員の比率が40%未満にならないよう、委員の改選時に見直しや工夫を行うよう働きかけた。	①一定の割合で、女性委員が登用されている。	①あて職となっている職位や専門家の男女比に偏りがある場合も多いため、呼びかけを行っても目標値に到達できない状況である。

施策の方向(10) 女性の積極的な採用・登用の促進

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
24	産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体への女性の積極的な活用に関する情報提供	①事業者向けに発行している「労政だより」においてセミナーや各種施策等について、情報提供を行った。	①「労政だより」の発行回数及び、関連記事の掲載回数を増やすとともに、令和元年8月からは、市内事業者へのダイレクトメールを送付することで、労政だよりの閲覧件数が年間1000件から1200件に増加し、女性の積極的な採用・登用について、意識の醸成が図られた。	①市内事業所の数に比べると、閲覧件数が多いとはいいがたく、情報提供の方法に改善の余地がある。
25	女性職員の管理職への登用(管理職:課長級以上の職員)	②女性職員の職域拡大と、将来の管理職としてふさわしい人材の育成に努めており、人事配置において、能力と意欲のある女性職員については、積極的に登用を図っている。	②実績値は目標値に届いていないが、着実に女性登用率は増加している。	②管理職として必要な能力等や昇進意欲を高めるための研修等の実施により、登用率の向上を図りたい。

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

施策の方向(11) 女性の人材育成

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
26	女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催	①女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座を実施した。	①起業講座に力を入れることで、若い世代のエンパワーメントを引き出すことができた。	①受講後にどう変わったのか後追いをしていないため、継続して支援することが難しい。
27	女性職員のキャリアアップにつながる研修の開催	②「女性活躍推進法に基づく長崎市特定事業主前期行動計画」の推進に向けた取組みの一環として、女性職員を対象としたキャリア形成支援研修を実施。	②同じような境遇、同性の同年代の職員が集まり、情報共有と共感を行うことができ有意義な研修が行えた。	②次世代育成のための環境整備や女性職員の活躍の推進に当たっては、組織全体における意識改革と仕事の質や生産性の向上による男女すべての職員の仕事と生活の調和の実現が不可欠であると考え、令和2年4月に「全職員を対象としたワークライフバランス推進計画」が策定された。女性のみを対象にすることに違和感があり「職場環境を変える必要がある」「男性の育児参加が女性の社会進出につながる」という観点から、今後は上司対象や男性対象もしくは男女混合での研修を行う必要がある。
28	ながさき女性・団体ネットワーク等の女性の人材情報の収集、提供	③審議会等の委員改選の際、女性の人材情報を提供した。	③審議会等の委員への登用について、平成28年度からの4年間で、15人の推薦を行い、女性の人材育成につながった。	③ながさき女性・団体ネットワークを構成する各団体において、全体的に会員数が減少しており、次世代の人材育成及び発掘をしていく必要がある。
29	女性農業者が参加しやすい研修会等の開催	④女性農業者が参加しやすい研修会等の周知を行い、出席を促した。	④研修会等への女性農業者の出席が見受けられた。	④女性が中心となって農業経営を行うケースが少ないため、研修会等への参加者は男性が多くなることが多い。

施策の方向(12) 女性のチャレンジへの支援

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
30	就労や起業支援講座の開催	①女性の就労や起業を支援する目的の講座を実施した。	①すでに起業した方の話をきいたり、知識だけでなく実践も含めて学んだりすることで、より具体的に自分の将来の姿を参加者に想像してもらうことができ、深い学習に繋がった。	①受講後にどう変わったのか、後追いをしていないため、継続して支援することが難しい。
31	漁業に従事する女性や女性団体に対して、市が開催する交流イベント等への参加を促進	②市が共催しているイベントにおいて、漁協の女性部による炊き出しを行うなど、能力を活かしたイベントへの参画を支援した。	②男性が大半を占める漁業分野において、女性が積極的に活躍できる場ができた。	②達成率は大幅に上回っているものの、イベント自体の開催回数が少なくなっていることに伴い、漁協の女性部がイベントに参加する機会が減ってきている。
32	産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供	③事業者向けに発行している「労政だより」においてセミナーや各種施策等について、情報提供を行った。	③「労政だより」の発行回数及び、関連記事の掲載回数を増やすとともに、令和元年8月からは、市内事業者へのダイレクトメールを送付することで、労政だよりの閲覧件数が年間1,000件から1,200件に増加し、女性のチャレンジへの支援に関する意識の醸成が図られた。	③市内事業所の数に比べると、閲覧件数が多いとはいいがたく、情報提供の方法に改善の余地がある。

主要課題7 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と共同参画の促進

施策の方向(13) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
33	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	①男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を毎年実施した。	①・②目標回数以上の講座や啓発を行っており、多くの人にワーク・ライフ・バランスについて考える場を提供できた。 ワーク・ライフ・バランスを実践している方の話をきくことで、より身近に、自分の日常に活かすヒントを与えることができた。	①・②・③ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を継続して実施しているものの、平成30年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」において、「生活の中で優先するもの」として、「現状・現実」では「仕事」を優先と答えた人の割合が30.6%、「家庭生活」を優先と答えた人の割合が29.6%と合わせて6割以上となっており、「ワーク・ライフ・バランスが実現できていない。
34	啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信	②アマランス通信やウェブサイト(公式ホームページ、フェイスブック)などでも啓発に努めた。 ③啓発紙「男女共同参画推進特集号」において、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた記事を掲載した。	③啓発紙「男女共同参画推進特集号」において、平成28年度から毎年、男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組み、実践している事業所として表彰された事業所の取組内容を紹介し、市民及び事業所に対し、意識の醸成が図られた。	
35	産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発	④事業者向けに発行している「労政だより」において、セミナーや各種施策等について、情報提供を行った。	④「労政だより」の発行回数及び、関連記事の掲載回数を増やすとともに、令和元年8月からは、市内事業者へのダイレクトメールを送付することで、労政だよりの閲覧件数が年間1000件から1200件に増加し、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の醸成が図られた。	④市内事業所の数に比べると、閲覧件数が多いとはいいがたく、情報提供の方法に改善の余地がある。
36	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰	⑤男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を表彰した。	⑤平成28年度からの4年間で、11社を表彰し、また、その取組内容を紹介することで、市民及び事業所へのワーク・ライフ・バランスの理解につながった。	⑤ワーク・ライフ・バランスを始めとする働きやすい職場づくりに取り組む企業は増加傾向にあるが、まだ取り組めていない企業もある。
37	女性農業者の経済的地位の確立のため、家族経営協定の締結促進(労働時間の適正化、休日の取得促進、女性農業者の労働に対する適正評価の促進)	⑥研修会等の際に県の指導のもと、家族経営協定締結の促進に取り組んだ。	⑥研修会等で家族経営協定締結の促進を図ったものの増加にはつながらなかった。	⑥家族経営協定は家族内の役割分担を明確にできるものであるが、手続きを行うことにメリットを感じる方が少ないように思われるので、より一層わかりやすいように、県の指導のもと、協定締結の促進に取り組む。
38	第2次特定事業主前期行動計画の推進 ・ノー残業デーの徹底 ・時間外勤務の縮減 ・年次休暇の取得促進 ・育児休業等の取得促進 ・男性職員の育児参加促進	⑦市職員の年次休暇等の取得促進について3か月に1回程度全所属に通知し、年次休暇等取得計画表の作成を促し、年次休暇等の計画的取得促進と、休暇を取得しやすい環境の整備を継続して働きかけた。 また、働き方改革の取り組みの一つとして、本市においても令和元年4月から年次休暇の年5日(令和元年は4月からの施行のため年4日)の確実な取得のための制度を整備し、職員に対しての周知等を行った。また、時間外勤務の縮減及び職員の健康管理のため、ノー残業デーを継続して実施した。 ・引き続き、父親の育児休業について、庶務担当者への研修などを通じて周知する。また、ノー残業デーの実施や年次休暇等取得促進をはじめとして、休暇を取得しやすい環境整備に努める。 ・引き続き、父親が取得できる特別休暇について、庶務担当者への研修などを通じて周知する。また、ノー残業デーの実施や年次休暇等取得促進をはじめとして、休暇を取得しやすい環境整備に努める。	⑦市職員の年次休暇については、令和元年度において過去4年間で最も高い74%の達成率を得ることができた。	⑦依然目標値には届いていない。 職種によって年次休暇の取得率に差がある。

施策の方向(14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
39	長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等による子育て家庭への情報発信	①イーカオのレイアウト等の変更を行い、より閲覧しやすくなるようにH31.1月末にHPをリニューアルした。 ・イーカオの情報を随時更新し、子育て家庭が必要としているタイムリーな情報提供に努めた。 ・イーカオに子育て家庭への支援内容や幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの情報に加え、子どもが参加できるイベント情報などを掲載し、子育て家庭に発信した。	①HPのリニューアルにより、スマートフォン等モバイル端末からも見やすくなった。 ・イーカオの情報を随時更新し、子育て家庭が必要としているタイムリーな情報提供に努めた。その結果、アクセス数が増加した。 ・「子育てガイドブック」を改訂し、子どもや子育てに関する最新情報をよりわかりやすく提供した。 子育てに関する情報発信の充実により、子育て家庭に必要な情報を届けることができた。	①子育て家庭が必要としている情報を効果的に提供するためには、子育て家庭のニーズを的確かつ迅速に把握する必要があるが、十分でない。 ・子育て家庭のニーズを的確かつ迅速に把握するための情報を収集する手段が不足している。
40	子どもや子育てに関する全般の問題について相談に応じることも総合相談の実施	②子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談対応や訪問等により継続的なソーシャルワーク業務を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育ての不安感・負担感の軽減のため、子どもや家庭からの様々な相談に応じ、情報提供や助言を行った。また、必要に応じて多くの機関と連携して支援した。	②保護者からの相談に加え、関係機関からの相談も増加している。子どもに関わる機関との連携が図られたことにより、社会全体で子どもを守ろうという意識が高まっている。 ・子育てに不安を感じている保護者が気軽に相談できる体制があることで、子どもや保護者の不安感や負担感が軽減された。子どもをとりまく関係機関との緊密な連携により、児童及びその家庭が抱える様々な問題に対し、早期発見、早期対応ができた。	②職員の幅広い知識及び現場対応力等、より高度な専門性の確保が課題となる。 少子化、核家族化等により、家庭が持つ問題が複雑複合化し、また支援に時間を要するケースが増加している。 核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、育児の孤立化や負担感は増しており、多くの対応を必要とする複雑複合的な相談が増加している。
41	家庭で乳幼児を養育している保護者間の交流促進及び子育てに不安を持つ保護者への助言(お遊び教室の開催・子育て支援センターの設置)	③開催箇所を維持しながら、お遊び教室を実施することができた。 ④既存の子育て支援センターの運営を継続しつつ、子育て支援センター未整備地域への設置検討を行った。	③保育士による親子あそびや保育士による育児相談等を通して、子育て世帯への支援や子育てに役立つ情報を提供することができた。 ④子育て家庭が気軽に利用できる場を提供するとともに、平成28年度と比較し、新たに子育て支援センターを2箇所設置することができた。	③お遊び教室の実施回数等を見直したことに伴い、参加者数が減少傾向にあるため、内容の充実や周知を強化する。 ④子育て支援センター未整備地域が残っていることから、活用が見込まれる民間施設を積極的に調査・検討するなど、利用者がより身近な場所で利用ができるよう、早急に整備を進める。

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
42	地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業(ファミリー・サポート・センターの運営)	<p>⑤「まかせて会員」の養成を行った。「まかせて会員」と「おねがい会員」のマッチングを実施した。</p> <p>⑥広報ながさき・自治会回覧等を使い、周知活動の実施した。</p> <p>⑦令和元年度から時津町・長与町の方も長崎市のファミリー・サポート・センターを利用できるようになった。</p> <p>⑧28年度にショートステイ及びトワイライトの委託先を増やしたことでより乳児を受け入れやすくなった。</p> <p>⑨委託箇所を維持しながら、ショートステイ実施することができた。</p>	<p>⑤・⑥・⑦・⑧・⑨ファミリー・サポート・センター事業の周知により、「おねがい会員」「まかせて会員」ともに会員数が増加した。</p> <p>・ファミリー・サポート・センター事業の利用により、子育て家庭の負担が軽減され、地域に頼れる人がいるという安心感を与えることができた。</p> <p>・保護者の困り感を早期に発見し、サービスを導入することができた。</p> <p>・保護者の疾病、急な仕事等の際にサービスを利用することで、保護者が安心して子育てを行うことができた。また、サービス利用に至らなくてもサービスがあることで保護者が安心でき、精神的負担の軽減につながった。</p>	<p>⑤・⑥・⑦・⑧・⑨ファミリー・サポート・センター事業が地域に浸透しておらず、「おねがい会員」の数に対し、「まかせて会員」の数が少ない状況が続いている。</p> <p>・地域によっては、ファミリー・サポート・センター事業がまだ浸透していない。</p> <p>・施設が満員であったり、感染症拡大予防のため受け入れ困難で断られることがある。保護者が疾病のため送迎が困難な場合がある。</p> <p>・児童相談所の一時保護委託の増加や感染症の流行等がある。</p> <p>・保護者の疾病のうち特に精神疾患を持つ保護者は、定期受診ができていても精神状態が不安定な方もおり、施設までの送迎を負担に思う保護者もいる。</p>
43	待機児童の解消及び認定こども園の促進	<p>⑩平成28年度から令和元年度の4年間に、保育所等の施設整備等により定員枠が644人分増えた。</p>	<p>⑩令和元年度当初に保育所待機児童が0人となった。令和2年度当初においても0、引き続き0人となっている。</p>	<p>⑩年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、地域によっては定員数が不足することや、入所希望の地域・施設に偏りがある等の状況があるため、年度末に向けて待機児童が発生している状況にある。</p>
44	子どもの一時預かりに関する諸事業の充実 ①一時預かり事業 ②病児病後児保育事業 ③延長保育事業 ④子育て短期支援事業の実施	<p>⑪一時預かり事業を実施する施設に補助を行うとともに、実施する施設が増えるよう、補助単価の見直しを行った。</p>	<p>⑪定員設定を行う一時預かり事業の実施施設が増加した。</p>	<p>⑪定員設定を行う一時預かり事業は職員配置が必要なことや、専用のスペースが必要であることから、一時預かりを実施するのが難しい保育所等もあり、地域によっては不足している地域もある。</p>
45	放課後児童クラブの設置及び促進	<p>⑫放課後児童クラブの運営等に対する補助を実施した。</p> <p>⑬利用見込みに応じ、放課後児童クラブの施設の整備を実施した。</p>	<p>⑫・⑬子どもが安心して生活できる放課後児童クラブ運営が行われ、保護者も安心して就労することができた。</p>	<p>⑫・⑬家庭環境・家庭類型等によりニーズが異なることから、小学校区ごとの放課後児童クラブの利用児童数について、潜在的なニーズや動向の把握が難しい。</p>
46	男性の家事・介護等への参画を推進するため、父子のイベント等、男性向け講座の開催	<p>⑭男女共同参画推進センターにおいて、家事や育児への参画の推進やワーク・ライフ・バランスを推進する男性向け講座を実施した。</p> <p>⑮各公民館で、男性も参加できる料理教室を実施した。</p>	<p>⑭のべ234人が受講し、家事・育児への参画やワーク・ライフ・バランスについて啓発できた。</p> <p>⑮公民館数が用途廃止やふれあいセンター化で減少する中で、500人以上の参加者数があった。</p>	<p>⑭男性の参加者が少ないことから、より男性が参加しやすい内容、男性の意識改革、行動の変化に貢献するための講座の内容をさらに検討・工夫する必要がある。</p> <p>⑮参加者数よりも、男女共同参画やワークバランスなどを考える一助となるような講座を行うことにより質を高めていきたい。(公民館の減少もあり、数値目標の変更も検討したい。)</p>
47	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応など、男女の特性や問題点を踏まえた研修の実施及び指導・支援	<p>⑯高齢者虐待防止等の講座は、初年度は3回/年の開催であったが、年々、様々な職種から研修開催の依頼が増え、令和元年度には7回/年の研修会の開催に至った。</p> <p>⑰家族介護教室は、地域に身近な地域包括支援センターが実施することで、実施回数を増やすことができた。</p>	<p>⑯認知症高齢者支援に携わる様々な関係機関へ認知症の方への対応等について啓発を行うことで、各職種の資質向上に加え、地域と専門職との連携推進が図れている。</p> <p>⑰介護者のストレス解消の場や介護に関する知識を学ぶ場となることで、介護者の負担軽減になるとともに、高齢者の虐待防止にもなっている。</p>	<p>⑯・⑰継続して開催することで、虐待や認知症への理解を図る必要がある。</p>
48	家族介護教室の開催(介護家族を対象にした、介護方法や介護者の健康づくり等)			

施策の方向(15) 地域における共同参画の促進

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
49	地域における男女共同参画の促進のための講座開催	①男女共同参画推進センターにおいて、広く男女共同参画を推進するため、琴海、野母崎、脇岬、現川、東長崎な長崎市内地域に出向き、必要に応じて地域の各種団体等とも連携して講座を実施した。	①各地域で男女共同参画の活動などに関するお話を聴くとともに、受講生同士の交流を深めることができた。	①各地域の方々に対して男女共同参画を啓発する機会を、今後さらに増やしていく必要がある。
50	市民活動センターの設置・運営(市民活動を行う個人又は団体の交流及び活動拠点)	②平成30年度から、市民活動センターに指定管理制度を導入した。	②民間の能力やノウハウを活用することでサービスの向上を図ることができた。 市民活動団体を紹介する冊子やリストの発行により地域と団体のつながりや、団体の新たな活躍の場を創出することができた。	②市民活動センターの認知度が低く、周知が上手くされていないため、効果的な情報発信に努める。

施策の方向(15) 地域における共同参画の促進

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
51	公民館におけるボランティアの養成及び活動支援	①公民館講座での受付・案内、館外活動での受講者の誘導等のボランティア活動を推進する。	①公民館でのボランティア活動者数は減少しているものの、中央公民館ではボランティアが企画、運営を行う講座を実施し、活動者も満足し、ボランティアのスキルアップにもつながった。	①ボランティア制度の周知不足や魅力的で充実したボランティアの内容となっていないことが、活動者数が減少している主な要因と考えられる。
52	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	②市民防災リーダー養成講習については、年2回以上実施するよう取り組んでおり、4年間で計9回実施した。平成30年度からは、各市立学校に1名以上リーダーを配置できるように、教職員を対象とした養成講習を実施した。また、認定者を対象にさらなるスキルアップや、相互のつながりの強化を目的としたステップアップ講習を行っている。(令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。)	②平成28年度から令和元年度にかけて、811人から1,196人(+385人)に増え、その内女性が66人増加している。 受講者の高齢化が課題としてあるが、令和元年度の平均年齢は54.7歳と平成28年度の66.2歳と比較して若返っている。これは、近年、全国的に大雨等の大規模災害が発生していることを踏まえ、各自治会においても関心が高まっており、地域防災の推進役の世代交代が行われてきているものと考えられる。 ※年齢は令和2年1月21日時点	②少子高齢化や、地域防災の担い手不足により、自治会内でリーダーとなる候補者の擁立が困難となっている。 また、防災リーダー養成講習の受講については、自治会長からの推薦条件や2日間のカリキュラムが、仕事を持つ現代世代にとって、負担となっている。 (参考) 令和元年度から、地域防災力の更なる向上を図るため、さらに幅広い世代に、防災に関する知識を身につけ、地域防災に関心を持ってもらうため、1日で修了するカリキュラムとした「ながさき防災サポーター制度」を創設した。

施策の方向(16) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
53	産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信	①事業者向けに発行している「労政だより」において、セミナーや各種施策等について、情報提供を行った。	①「労政だより」の発行回数及び、関連記事の掲載回数を増やすとともに、令和元年8月からは、市内事業者へのダイレクトメールを送付することで、労政だよりの閲覧件数が年間1000件から1200件に増加し、多様な働き方に関する意識の醸成が図られた。	①市内事業所の数に比べると、閲覧件数が多いとはいいがたく、情報提供の方法に改善の余地がある。
54	勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	②市職員の勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	②(新任課長・課長補佐研修) 基本的なことであるが、改めて整理ができ、再確認することにより職場全体への周知することができた。 (新規採用職員) 今後活用する制度の研修であり、十分効果があった。	②(新任課長・課長補佐研修) 年度当初に開催する基礎研修に組み込みたいが、受講生が所属長等、管理者のため時間の制約上難しい。

【継続して取り組む内容】

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

施策の方向(11) 女性の人材育成

継続して取り組む内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
男女共同参画を推進する団体等への支援	①男女共同参画推進センター利用登録団体に対して、継続的に、活動の拠点として貸室の優先予約や減免措置、ロッカーの利用等の支援を行ってきた。	①利用登録団体の方々に講師をお願いするなど、市民企画講座や主催講座を協働で開催することができた。 ・必要な情報を共有し、SNSや広報紙、掲示などで、広く一般に啓発することができた。	①男女共同参画推進センターでの活動が活発な団体とそうではない団体があり、ばらつきがある。
ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供	②ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や情報提供、男女共同参画推進センターの貸室の優先予約や減免措置等の支援を行った。	②ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や情報提供を行うことで、女性の人材育成を支援することができた。	②女性団体の構成員の減少など、活動が難しくなっている団体がある。

施策の方向(12) 女性のチャレンジへの支援

継続して取り組む内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
長崎市中小企業融資制度による創業に必要な資金調達の支援	①融資制度について、市ホームページの掲載や、金融機関や支援機関へのパンフレット送付等により、創業者に対する周知を図り、創業者を資金調達面支援する取組を継続して行った。	①中小企業創業支援資金では4年間で194件の実績があり、創業者の資金調達に対し、一定の効果があつたと考えられる。	①特に問題はないため、引き続き、事業を実施する。

主要課題7 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と共同参画の促進

施策の方向(13) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透

継続して取り組む内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
長崎市中小企業融資制度により、ワーク・ライフ・バランスの取組に対する経済的支援	①長崎市中小企業融資制度により、ワーク・ライフ・バランスの取組に対する経済的支援を行った。	①4年間での実績が0件であった。	①実績がなかったことについては、利用を案内する金融機関側の資金への認知度や、県等の他の融資制度との優位性、手続きのスピード性等に要因があると考えられる。金融機関や信用保証協会、県と連携し、周知強化や、制度融資の内容や手続き等の見直しを定期的に行う。

施策の方向(14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援

継続して取り組む内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
医療費自己負担額の一部助成 (中学生以下の児童を対象に、その保護者に対し、保険医療にかかる医療費自己負担の一部助成)	①平成28年4月から助成対象を小学生まで拡大。 平成29年10月から入院に係る助成対象を中学生まで拡大。 平成30年10月から通院に係る助成対象を中学生まで拡大。	①子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、安心して医療が受けられる環境を整えることに努めることができた。	①様々な効果がある一方で、小学生以上の助成は市の単独事業(乳幼児については県補助有(補助率1/2))であるため、助成対象拡大等の財政負担は非常に大きい。
ひとり親家庭への支援 (生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	②【生活支援】母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の様々な相談に応じ、自立に向けて必要な助言・支援を行った。 ひとり親家庭の保護者等が病气や就学などで一時的に日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して家事や育児などの支援を行った。 ③【経済的支援】ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給した。 ひとり親家庭等の健康保持と経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成した。 ひとり親家庭等の経済的自立や扶養している子どもの福祉の増進のため、児童の修学費用等の必要な資金の貸付を実施した。 ④【就業支援】ひとり親家庭の自立の促進と生活の安定に向けた取組みを支援するため、能力開発や資格取得を行う場合に給付金(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練給付金)を支給した。 母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、ひとり親家庭の就労に関する様々な相談に応じ、きめ細やかで継続的な就労支援を実施した。 長崎県と共同で長崎県ひとり親家庭等自立促進センターを運営し、就業支援及び専門家による相談等を実施し、ひとり親家庭等の自立を総合的に支援した。	②【生活支援】生活上の様々な不安や支障が解消され、日常生活の安定につながった。 ③【経済的支援】児童扶養手当の支給や医療費助成等の取組みにより、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減が図られた。 就職に有利な資格を取得したことにより、安定した雇用につながり、ひとり親家庭の自立促進が図られた。 ④【就業支援】母子・父子自立支援プログラム策定員による個別の自立支援計画に沿った支援や、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおける総合的な支援の実施により、安定した雇用及びひとり親家庭の自立促進が図られた。	②・③・④【生活の支援、経済的支援、就業の支援共通】近年、ひとり親家庭に対する公的支援制度が充実されているが、相談窓口や各種支援制度について、必要な情報が十分行き届いていない。 これは、広報ながさきやホームページ等で周知に努めているものの、各種支援制度の情報を知らないひとり親家庭等が一定数存在していることが要因と考えられる。
介護をしている家族に対し、おむつなど介護用品の支給	⑤引き続き家族への介護用品等の支給を行うことで、介護を行っている家族を支援した。	⑤介護用品の支給額の上限は決まっているが、年々利用者が増加していることもふまえると、本事業が幅広く周知できており、介護している家族の手助けにもなっていることがうかがえる。	⑤介護用品の支給に関しては、国の方針により、令和2年度中に事業のあり方を見直す必要がある。 また、慰労金に関しては、対象者を把握していないので、周知方法等検討していく必要がある。 どちらの事業も、支給要件等検討が必要である。
介護保険サービスを利用しない家族への介護者慰労金の支給			

施策の方向(15) 地域における共同参画の促進

継続して取り組む内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
男女共同参画の推進に関するボランティアへの活動支援	①長崎市男女共同参画推進事業ボランティアとして、アマランスフェスタや男女共同参画に関する講座の企画及び実施や情報紙の編集、事業実施時の一時保育の活動を行った。	①平成28年度から、延べ249人(H28:60人)、H29:61人、H30:66人、R1:62人)のボランティアの活動があり、地域における男女共同参画の推進が図られた。	①毎年、ボランティアの募集を行っているものの、新たなボランティア登録者が少なく、ボランティア活動に興味を持ちやすい内容で周知を行うなど、周知方法を工夫する余地がある。

施策の方向(16) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

継続して取り組む内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供	①男女共同参画推進センターが発行するアマランス通信では、男女共同参画の視点に立った働き方などについてコラムで発信した。	①男女共同参画推進センター内にアマランス通信を掲示したり、SNSなどで発信するなど、多様な働き方に関する情報を広く提供できた。	①多様な働き方や、労働環境づくりの促進につながる情報提供の発信をさらに工夫する余地がある。
労働に関する相談に対し、各種相談機関の紹介	②起業家をはじめ、働く女性に対して、相談・支援機関の情報を提供した。	②具体的な相談・支援機関の情報を提供したことで、実際に起業家として歩み始めた女性たちがいる。	

推進目標Ⅲ男女共同参画を阻害する暴力を許さない環境づくり

主要課題8 男女間における暴力の根絶

施策の方向(17) DV(配偶者等からの暴力)対策の推進

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
55	DVに関する正しい理解のための講座の開催	①男女共同参画推進センターにおいて、DVに関する正しい理解のための講座を実施した。	①専門家によるDVに関する正しい知識を学ぶ場を提供することで、市民のDV防止に対する意識向上が図られた。	③中学校校長会で呼びかけを行っているものの、学校の授業時間に余裕がなく、様々な講座依頼があるなか、各学校内で優先順位を判断し実施を決定することとなるため、各学校の状況により実施できないところがある。 ⑤DV被害者支援連絡会議研修会については、人事異動により担当者が変更となる可能性が高い年度当初に開催する等、適切なタイミングで情報提供が行えるよう、実施時期などに留意する必要がある。
56	啓発物やホームページ等による、DVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	②DV防止啓発については、日頃から、アマランス通信や掲示、SNS(公式ホームページやフェイスブックなど)で積極的に行った。	③デートDV予防授業は、平成28年度から8回増加しており、依頼があった学校についてはすべて実施できている。依頼がない学校に対しては直接電話や訪問して重要性を訴え、実施につなげている。	
57	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座(デートDV防止授業)の開催	③DVに対するの予防教育を、依頼のあった市内中学校で行った。	④ケース会議の開催により、相談事例の情報共有や業務改善等について協議することで、相談員の資質向上及び心理的ケアが図られた。	
58	相談員の資質向上及び心理的ケアのためのケース会議の開催	④毎月1回ケース会議を開催し、相談員と職員で相談事例の情報共有や業務改善等について協議した。また、奇数月は総務課の法務担当主幹に出席してもらい、相談事例についての法的助言等を受けた。	⑤DV被害者支援連絡会議において、DV防止及び被害者の支援に関する所属に対し、研修会の開催や通知の送付により情報提供を行うことで、DVへの理解を深めてもらうことができた。	
59	DV被害者支援連絡会議の運営	⑤市役所内のDV防止及び被害者の支援に関する所属で構成するDV被害者支援連絡会議において、連絡会議や研修会を実施するとともに、DVに関する情報の提供を随時行った。	⑥目的外使用として住戸を提供した実績は、H28年度4件、H29年度6件、H30年度7件、H31年度4件の合計21件(4年間)であった。目的外使用許可申請は、DV被害者と調整を図り、円滑に手続きを行えた。また、一定の使用期間ではあるが早急な対応を図ることで、DV被害者の支援に繋がった。	
60	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅(目的外使用の住戸)の確保	⑥住戸を確保し、DV被害者の支援について、迅速な対応を図る取り組みを行った。		

施策の方向(18) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

取組番号	具体的な取組内容	後期行動計画の振返り(平成28年度～令和元年度)		
		4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
61	セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	①男女共同参画推進センターにおいて、人権擁護委員や弁護士、各種団体など専門家の講師を派遣し、セクシュアル・ハラスメントの基礎知識やチェックリスト、防止のための心構え、法的な措置などについて研修を行った。	①各企業や病院、学校、団体等から口コミ(受講者からの紹介)で依頼が増えてきており、職場での悩みごとなどの解決に向けて手助けを行うことができた。 正しい知識をわかりやすく学べたと満足度が高い。	①依頼や相談があった団体についてはすべて実施しているが、さらに、必要としている企業や団体に対し、派遣講座の情報が伝わるよう、工夫する必要がある。
62	産業雇用政策課ホームページ「労政だより」による企業、団体へのセクシュアル・ハラスメント等に関する啓発	②事業者向けに発行している「労政だより」においてセミナーや各種施策等について、情報提供を行った。	②「労政だより」の発行回数及び、関連記事の掲載回数を増やすとともに、令和元年8月からは、市内事業者へのダイレクトメールを送付することで、労政だよりの閲覧件数が年間1000件から1200件に増加し、セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進が図られた。	②市内事業所の数に比べると、閲覧件数が多いとはいいがたく、情報提供の方法に改善の余地がある。
63	市職員(新規採用職員や管理職員等)へのセクシュアル・ハラスメント防止研修の開催	③毎年度、新規採用職員、新任課長(主幹・課長補佐含む)及び係長(2年目)を対象にした「ハラスメント防止研修」を継続しており、一定数の職員は研修を受講している。	③成果や効果がすぐに目にみえる性質のものではないが、一定数の職員は研修を受講しているため、ハラスメント防止に関する基礎的な知識は習得していると考えられる。	③正規職員には毎年度一定数の職員に研修を行うことができ、意識向上につながっていると考えられるが、会計年度任用職員といった非常勤職員向けに対しては、相談窓口の案内で対応している。非常勤職員は任期・勤務時間が様々であることから、集合形式での研修は行えていない。今後、非常勤職員に対しても、ハラスメントの防止につながる手立てを考えることが必要である。

【継続して取り組む内容】

推進目標Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力を許さない環境づくり

主要課題8 男女間における暴力の根絶

施策の方向(17) DV(配偶者等からの暴力)対策の推進

継続して取り組む内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
DVに関する一般相談	①アマランス相談において、DVに関する相談内容を受け付けた。	①平成28年度からの4年間で、393件(H28:93件、H29:110件、H30:108件、R1:82件)のDV関係の相談を受け付けており、DV被害者の支援につながった。	①・②・③・④DV相談については、相談者及び相談員の安全確保が必要なため、緊急時の安全確保について、さらに環境を改善する余地がある。 児童虐待などの関係機関との連携をより一層図る必要があるため、より一層の関係機関との連携強化が必要となる。 ③引き続き市民相談窓口の周知に努める必要がある。 ⑥高齢者に関わることが少ない市民に対して地域包括支援センターが高齢者虐待の相談窓口であることの周知が足りない。 ⑦福祉のしおりの配布及びホームページ上にて相談窓口の周知を図っているが十分とは言えないため、他の周知方法を検討する必要がある。
一般相談、法律相談	②アマランス相談については、年末年始以外は毎日一般相談を実施し、水曜日(祝日を除く)は夜間電話相談を行った。 ③一般相談及び無料法律相談については、広報紙やホームページなどで周知するなど普及啓発を行い、相談対応を予定どおり実施した。	②アマランス相談については、平成28年度からの4年間で、5,251件(H28:1,314件、H29:1,163件、H30:1,358件、R1:1,416件)の相談を受け付け、悩みごとを抱える市民の支援に繋がった。 ③市民が抱えている問題の早期解決へ向け、無料で適切に助言を行うことができています。	
相談員の資質向上及び情報交換のためのDV対策等の関係会議への参加	④相談員が国や県等が開催する各種研修・会議等に参加した。	④相談員が国や県等が開催する各種研修・会議等に参加することで、国や県の情報収集や、他の相談期間やNPO法人などの関係機関との情報交換ができ、相談員としての資質向上が図られた。	
DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住居情報を、加害者に知られないようにするために行う保護措置(住民票の閲覧及び住民票と戸籍の附票の交付制限)	⑤DV等の被害者のうち、生活の安全を確保するため、住居にかかる情報を加害者に知られないよう保護する支援措置を実施した。	⑤支援措置申出者(うちDV被害者)実績 (長崎市在住分) H28年度末 212名(136名) H29年度末 224名(141名) H30年度末 200名(124名)	
DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力			
配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	⑥地域包括支援センターと市が中心となり高齢者虐待に速やかに対応した。また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開き、関係機関の連携強化や状況報告等を行った。	⑥高齢者支援関係者からの通報が増えるとともに、警察や弁護士との連携の機会が増加し、速やかに適切な支援ができるようになった。	
長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営(障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施)	⑦障害者虐待防止に関して、障害福祉課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、通報・相談を受け付け、時日確認を行うとともに、個別のケースに応じた支援、対応を行った。	⑦平成28年度からの4年間に52件の相談を受け付けた。令和元年度は、12件のうち虐待の事実が確認できた事例は2件であった。	

施策の方向(18) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

継続して取り組む内容	後期行動計画の振り返り(平成28年度～令和元年度)		
	4年間の取組	成果・効果	問題点とその要因
セクシュアル・ハラスメント等に関する相談	①セクシュアル・ハラスメント防止意識の啓発方法について相談を受けたものについては、男女共同参画推進センターの派遣講座を行った。	①セクシュアル・ハラスメントに関する相談から防止意識の啓発のための研修につながった。 セクシュアル・ハラスメントのない職場環境のために予防の意味での研修を実施した。 正しい理解のために、資料や専門家、相談機関についての情報を提供した。	①特に問題はないが、今後も継続していく。 ②附属機関で取り扱う事案や相談件数が少ないことは、喜ばしい面がある一方で、事案はあるが、なかなか相談に踏み切れない職員がいるのではないかと懸念はある。 要因としては、内部の人間に相談しにくい場合も考えられるので、外部相談員にも相談できることを継続して周知していきたい。
外部の専門家で構成する調査等審議会の設置による、セクシュアル・ハラスメントに関する相談等	②市役所内の「セクシュアル・ハラスメント調査等審議会」を「ハラスメント調査等審議会」に変更し、ハラスメント全般に対応できるようにする等、体制及び要綱の整備を行った。 また、相談窓口については全庁的に周知を行い、また研修内でも案内したり、ホームページに掲載する等、周知を徹底した。	②相談窓口の庁内に対する周知や研修での相談体制の説明等により、職員は職場以外にも相談できる場所があることを認知できている。 また、ハラスメント防止要綱を整備し、ハラスメントの定義等を明確にすることにより、職員もハラスメント防止に関して必要な事項を把握できた。	